

標準報酬随時改定基礎届・保険者算定申立に係る例年の状況、報酬の比較及び組合員の同意等(随時改定用)

【申請にあたっての注意事項】

- この用紙は、標準報酬随時改定基礎届を届け出るにあたって、年間報酬の平均で改定することを申し立てる場合に必ず提出してください。
この用紙は、随時改定にあたり、「昇給月又は降給月以後の継続した3か月の標準報酬の月額」と「年間平均の標準報酬の月額」(昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間に受けた固定的給与の月平均額に昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間に受けた非固定的給与の月平均額を加えた額から算出した標準報酬の月額)との間に2等級以上の差があり、「年間平均の標準報酬の月額」で改定することに同意する方のみ記入してください。
また、組合員の同意を得ている必要がありますので、同意欄に組合員の自署にて氏名を記入いただくか、記名の上、押印してください。
なお、標準報酬の月額は、年金や傷病手当金など、組合員が受ける給付の額にも影響を及ぼすことに留意してください。

所属所コード 所属所名(部署名)

組合員番号 組合員の氏名カナ 生年月日 性別

【昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間に受けた報酬額等の欄】※和暦で記載してください。

Table with 4 columns: 算定基礎月の報酬支払基礎日数, 固定的給与, 非固定的給与, 合計. Rows include monthly data and summary rows for ①合計, ②平均額, etc.

Summary table with 4 rows: 昇給月又は降給月以後の継続した3か月(固定的給与), 昇給月又は降給月前の継続した9か月(非固定的給与), 昇給月又は降給月以後の継続した3か月(非固定的給与), 昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月.

【標準報酬の月額比較欄】※全て給与支給機関が記載してください。記載に当たっては、裏面の注意事項を参照してください。

Table comparing previous and current standard monthly wages. Columns include 平均額, 短期給付標準報酬, 厚生年金(上段)・退職等年金(下段)標準報酬, and 等級. Rows include 従前の標準報酬の月額, 昇給月又は降給月以後の継続した3か月, and 年間平均.

Table with 3 columns: ア aとc又はbとdが2等級差以上(注1), イ cとe又はdとfが2等級差以上, ウ aとe又はbとfが1等級差以上(注2). Row includes 〇又は×(注3).

注1 2等級差以上であっても、以下に該当する場合は「×」としてください。
昇給のとき:「昇給月以後の継続した3か月」(cとd)が「従前の標準報酬の月額」(aとb)よりも低い場合
降給のとき:「降給月以後の継続した3か月」(cとd)が「従前の標準報酬の月額」(aとb)よりも高い場合
注2 1等級差以上であっても、以下に該当する場合は「×」としてください。
昇給のとき:「年間平均」(eとf)が「従前の標準報酬の月額」(aとb)と同じ又は「従前の標準報酬の月額」(aとb)よりも低い場合
降給のとき:「年間平均」(eとf)が「従前の標準報酬の月額」(aとb)と同じ又は「従前の標準報酬の月額」(aとb)よりも高い場合
注3 上記アからウまでのすべてが「〇」の場合に、年間報酬額の平均で改定を行うことができます。
※上記アが×の場合は、随時改定の要件を満たさないため、随時改定は実施せずに「従前の標準報酬の月額」のままとなります。(この用紙の提出は不要です。)
※上記イが×の場合は、年間報酬額の平均による改定の要件を満たさないため、通常の随時改定を行います。(この用紙の提出は不要です。)
※上記ウが×の場合で申立書・同意書の提出があった場合は、随時改定を実施せず、「従前の標準報酬の月額」のままとなります。(この用紙の提出が必要です。)

【組合員の同意欄】

私は今回の随時改定にあたり、年間報酬額の平均で改定することを希望しますので、当所属所(部署)が申立てすることに同意します。
組合員氏名

【備考欄】

**【標準報酬の月額比較欄】の記載に当たっては、以下にご注意ください。**

- 1 支払基礎日数が17日未満の月の報酬額は除く。
- 2 欠勤や無給休職により報酬の全部が支給されない場合は、支払基礎日数が17日以上である月は実支給額を用いることとし、休職者給与を受けていること等により報酬の一部が支給されない月がある場合は、支払基礎日数が17日以上であっても当該月を除く。
- 3 給与の支払いに遅配がある場合は
  - ア 昇給月又は降給月前の継続した9か月より前に支払うべきであった給与の遅配分を年間平均の算定の対象となる月に受けた場合は、その遅配分に当たる報酬の額を除く。
  - イ 昇給月又は降給月前の継続した9か月までの間に本来支払うはずの報酬の一部が昇給月又は降給月から4か月目以降に支払われることになった場合は、その本来支払うはずだった月を除く。
- 4 昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月までの間に固定的給与の変動が起こった場合でも、報酬月額の算定の対象となる月であれば、固定的給与の変動が反映された報酬も含めて平均を算定する。
- 5 昇給月又は降給月前の継続した9か月及び昇給月又は降給月以後の継続した3か月の間に、今回の保険者算定の要件を満たす所属所（部署）に異動した場合（組合員資格の得喪を伴う異動を除く。）でも、報酬月額の算定の対象となる月であれば、異動前の所属所（部署）で受けた報酬も含めて平均を算定する。
- 6 年間報酬の平均で決定する場合、「標準報酬随時改定基礎届」は、以下のとおり記載する。
  - ・「修正平均額」欄…表面の「年間平均」欄の平均額（表面の②+⑥）を記載
  - ・「標準報酬等級/月額」欄…表面の「年間平均」欄の標準報酬の等級と月額を記載